

今月のテーマ

2022年度地域別最低賃金額の答申状況

～答申での全国加重平均額は昨年度から31円引き上げの961円～

厚生労働省は8月23日に、2022年度地域別最低賃金額の答申状況を公表しました。主な都道府県の答申結果（抜粋）は右表のとおりです。なお、答申された改定額は、関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、**10月1日**から**10月20日**までの間に順次発効される予定です。

中央最低賃金審議会が示した今年度の引上げ額の目安は、ランク（都道府県の経済実態に応じて区分されたA B C Dランク）別にA・Bランクが**31円**、C・Dランクが**30円**とされ、全国の加重平均額は、昨年度から**31円引き上げの961円**となりました。全国加重平均額31円の引上げは、昨年度の28円を上回り、**昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額**となります。

答申の結果、**東京**は目安通り31円引き上げの**1,072円**、**大阪**は初めて1,000円を超える**1,023円**とされたほか、全都道府県で30円～33円の引上げとなりました。また、急激な物価高への対応や人口流出防止等の観点から、あわせて22道県で目安額を上回る答申がなされ、とくに、現行の最低賃金が全国と比較して低い岩手、鳥取、島根、高知、沖縄の5県では、目安より3円増とされました。なお、最低賃金は近年3%程度の引上げが続いていますが、政府の「働き方改革実行計画」（2017年3月）では、「全国加重平均が1,000円になることを目指す」とされていることから、今後も同程度の上昇が続くことが考えられます。

●2022年度地域別最低賃金 答申状況（抜粋） 弧内は引上げ額

都道府県	金額（円）※	都道府県	金額（円）※
北海道	920（+31）	大阪府	1,023（+31）
岩手県	854（+33）	兵庫県	960（+32）
山形県	854（+32）	鳥取県	854（+33）
埼玉県	987（+31）	島根県	857（+33）
千葉県	984（+31）	広島県	930（+31）
東京都	1,072（+31）	高知県	853（+33）
神奈川県	1,071（+31）	愛媛県	853（+32）
新潟県	890（+31）	福岡県	900（+30）
愛知県	986（+31）	熊本県	853（+32）
京都府	968（+31）	沖縄県	853（+33）

●令和4年度地域別最低賃金 答申状況（全国）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000978544.pdf>



2022年10月より労働者の募集ルールが変わります

職業安定法の改正により、2022年10月以降、労働者の募集に関して以下の事項が義務づけられます。

1. 求人等に関する情報の的確な表示

求人企業に対して、①求人情報や②自社に関する情報について、次の事項が新たに義務づけられます。

- ・虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしないこと。
- ・求人情報を正確かつ最新の内容に保つ措置を講じること。

2. 個人情報収集時の業務目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなければなりません。たとえば「当社の募集に関するメールマガジンを配信するために使用します。」など、求職者が想定できる程度に具体的に明示することが求められます。

●労働者の募集ルールが変わります

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000967917.pdf>



雇用保険基本手当日額上限・継続給付支給限度額が変更されました

本年8月1日からの雇用保険の基本手当日額および雇用継続給付の限度額が以下のとおり変更されました。

○基本手当日額の上限額、下限額の引上げ

上限額	60歳以上 65歳未満	7,177円	45歳以上 60歳未満	8,355円
	30歳以上 45歳未満	7,595円	30歳未満	6,835円
下限額	2,125円			

○高年齢雇用継続給付の上限額、下限額の引上げ

上限額	364,595円	下限額	2,125円
-----	----------	-----	--------

○60歳到達時等の賃金月額の上限額、下限額の引上げ

上限額	478,500円	下限額	79,710円
-----	----------	-----	---------

○育児休業給付の上限額の引上げ

上限額（支給率67%：180日目まで）	305,319円
上限額（支給率50%：181日目から）	227,850円

○介護休業給付の上限額の引上げ

上限額	335,871円
-----	----------

基本手当日額は8月1日以後の支給分、高年齢雇用継続給付は8月1日以後の支給対象期間、育児・介護休業給付は支給対象期間の初日が8月1日以後の対象期間から変更となります。



安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化が延期されました

道路交通法施行規則が改正され、2022年4月1日より安全運転管理者に対し、目視等により運転前後に運転者の酒気帯びの有無について確認を行い、その結果を1年間記録・保存することが義務づけられました。

また、10月1日からは、酒気帯びの有無の確認について、目視等のほかアルコール検知器を用いて行うこと等が義務化される予定でしたが、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化にかかる規定を適用しないこととする内閣府令案に対するパブリックコメントの募集が行われました（8/14受付終了）。具体的な適用の時期について、今後の動向が注目されます。

●「道路交通法施行規則及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120220010&Mode=0>



【東京都】働くパパママ育休取得応援奨励金のご案内

東京都では、都内の企業を対象として「働くパパママ育休取得応援奨励金」を支給しています。

コース名	対象企業	支給要件・額
働くパパコース	都内企業	職場環境を整備し、男性従業員が育休15日取得：25万円、以降15日ごとに25万円加算（上限300万円）
働くママコース	従業員が300名以下の都内中小企業	職場環境を整備し、女性従業員が育休1年以上取得：125万円
パパと協力！ママコース		女性従業員が子の父とともに育休を取得し、育休取得促進等に関する取組計画を作成：100万円

弊所では助成金の申請や相談も承っておりますので、詳細な支給要件は担当者までお気軽にご連絡ください。

●東京都しごと財団「働くパパママ育休取得応援奨励金」

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusutoku.html>